

## 1 基本的な考え方

「ふるさとふくい」の山林と水源」を守っていくためには、いつ、誰がどのような目的で山林を売買するか常に把握し、「森林は県民共有の財産である」という基本認識の基で、その売買について適切に指導・監視していくことが必要である。

しかしながら、山林売買等の情報については、国土利用計画法や森林法により事後届出が義務付けされているが、取引後しか情報の把握ができず、公益上重要な山林であっても、新たな所有者が適切に保全管理できるかどうか事前にチェックできないまま取引されている状況にある。

このため、システムの構築に当たっては、山林に係る現行法整備の状況を踏まえ、事前のチェックも含めて、山林の適切な所有と管理が担保されるよう、主に次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 森林の公益性の度合いに応じた監視区域の設定と規制
- (2) 森林所有者情報等の収集体制の整備
- (3) 適切に森林管理できない者による森林所有を防ぐための対策
- (4) 水源を守るための取水規制
- (5) 県民総ぐるみで森林を守るための意識啓発・機運の醸成

## 2 具体的な取組内容案

### (1) 森林の公益性の度合いに応じた監視区域の設定と規制

森林の公益的機能を持続的に発揮させるためには、常に森林の所有者とその利用状況を把握するとともに、山林の適切な所有と管理が確保されるよう、売買取引等による所有者の異動等を適時・適切に監視していく必要がある。

このため、森林の公益性に応じた監視区域を設定したうえで、実効性のある監視を行うため、条例等による事前把握など、監視区域の区分に応じ必要な規制を実施していく。

#### <検討のポイント>

##### ○ 監視区域の考え方

- ・生活用水等を供給するダム上流森林を特別監視区域、それ以外のダム上流や水資源を供給する森林を重点区域とする など

##### ○ 条例等による土地取引に関する規制

- ・条例等により監視区分に応じ事前届出制など必要な規制の導入を検討する（許可制の検討も含む）

〔 土地取引だけでなく、企業買収等（株式取得等）により他法人の森林を実質的に所有する場合の規制についても検討する 〕

## (2) 森林所有者情報等の収集体制の整備

森林の適切な管理について、行政機関や関係団体が適時・適切に指導・助言していくためには、森林所有者の情報等を把握する必要がある。

森林所有者の情報等については、これまで国土利用計画法に基づく売買届出、市町村課税台帳、不動産登記法に基づく登記簿、森林法に基づく森林簿により、それぞれが独自に管理している。

今後は県独自で制定した要綱や制定予定の条例等により入手した所有権利移転情報も含め、一元的に集約、整理し、より正確な森林所有者情報等を把握し、必要に応じ各市町や森林組合等関係団体と所有者情報等の共有化を図るための、仕組みづくりを行う。

### <検討のポイント>

#### ○ 各行政機関が保有する森林所有者情報等共有化の仕組みづくり

- ・ 森林所有者情報等の一元化を図り、関係機関との情報共有を円滑に行う機関である、「(仮称)ふるさと山林情報管理センター[県]」の設置
- ・ 関係機関から「(仮称)ふるさと山林情報管理センター[県]」へ森林所有者情報等を集約化する仕組みづくり など

### (3) 適切に森林管理できない者による森林所有を防ぐための対策

森林経営以外の目的で山林が買収された場合、無秩序な伐採や森林管理の放棄による公益的機能の低下、過剰取水による渇水など、山林と水資源の保全に支障をきたす恐れがある。

このため、売主や権利取得予定者に対し行政機関等が適時・適切に指導・助言を行うことで、権利移転後の適切な管理を確保していく。

また、「(仮称)ふるさと山林情報管理センター[県]」や森林関係団体等の斡旋等により、適切な管理が可能な者への権利移転を促していく。

さらに、水源地など特に森林の公益性の維持を図る必要がある地域については、無秩序な伐採や無計画な乱開発を規制するため、保安林指定を推進していく。

なお、特に公益的機能の発揮が求められる森林において、買主が国内に居所・拠点を有さない個人・法人であって指導・助言のための連絡が取り難くなる恐れがある場合、買主を斡旋しても見つからない場合、さらに条例により許可制の導入まで可能となったときの不許可の場合には、公有林化など公的管理を視野に入れた対策を検討する。

#### <検討のポイント>

##### ○ 監視システムの中核機関である「(仮称)ふるさと山林情報管理センター[県]」の設置(再掲)

- ・権利取得予定者に対する指導・助言
- ・権利移転に係る紹介・斡旋等による適切な管理可能者への権利移転の支援
- ・山林所有者が他者に権利移転しようとする場合等の相談対応 など

##### ○ 保安林化の推進

- ・特に監視区域内の森林について保安林の指定を推進する

##### ○ 市町等による公有林化のための仕組みづくり

(他県事例)

- ・寄付金等により造成した基金
- ・独自課税 など

#### (4) 水源を守るための取水規制

水源林などの公益上重要な森林においては、地下水等の取水に関する規制についても検討していく。

##### <検討のポイント>

- 今回のシステムは土地取引にかかるものであるが、限りある水資源の保全に向けて総合的に取り組む観点から、条例等による地下水等の取水規制に関しても検討する

#### (5) 県民総ぐるみで森林を守るための意識啓発・機運の醸成

森林や水資源の保全に対する県民意識の啓発や、目的が不明瞭な森林売買情報を入手した場合に提供いただく山地売買監視モニター制度（仮称）を創設するなど、県民総ぐるみで抑止・監視していく体制をつくる。

##### <検討のポイント>

- 県民総ぐるみの監視体制づくり
  - ・ シンポジウムの開催
  - ・ 市町広報誌への掲載
  - ・ ホームページの開設
  - ・ パンフレットの作成
  - ・ 山林売買監視モニター（仮称）制度の創設 など

### 3 監視システムのイメージ

